

山梨県環境保全審議会廃棄物部会(平成22年度第3回) 会議録

1 日 時 平成23年3月11日(金) 午前10時～12時

2 場 所 県庁北別館5階504会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 金子栄廣 石井迪男 中村文雄 小沢典夫 白川恵子 東原記守 森 智和
(事務局) 守屋環境整備課長 宮本廃棄物対策指導監 小澤総括課長補佐
施設計画担当(6人) 産業廃棄物担当(1人) 廃棄物不法投棄対策担当(1人)
環境創造課環境保全担当(1人)

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題

第2次山梨県廃棄物総合計画(素案)について【公開】

7 議事の概要

(議長)

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事が円滑に進みますように皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第にあります議題第2次山梨県廃棄物総合計画(素案)について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料を基に説明

(議長)

事務局から、全体と、目標について、また、前回ご質問のありました有料化の現状についてご説明をいただきました。

全体にわたりまして、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思います。

(委員)

説明いただいた廃棄物の平成 27 年度の排出量などの推計値や目標値について、どう設定するのが一般廃棄物ではかなり重要なこととなってくるのですが、一般廃棄物の平成 27 年度の推計値と目標値について質問させていただきたいと思います。

平成 15 年度に 348 千トンが平成 20 年度に 328 千トンになっていますので、5 年間で 2 万トン減少しています。現在の施策が継続されていくことを前提とした平成 27 年度の見込みは、303 千トンですから、この 7 年間で 25 千トン減少するという推計になっています。過去に、5 年間で 2 万トン減少したが、これから 7 年間で 25 千トンの減少は妥当かなと思いますが、現在の施策が継続されることを前提として推計するということは、どういう要素で、どういう計算で推計をしたのか教えていただきたいと思います。

また、303 千トンが現在の施策が継続されることを前提とした推計ということで、さらに、目標値は 293 千トンに設定していますので、1 万トンを政策的に減少させるということを決めようと、目標を設定していると思いますが、この政策とは何ですか教えていただきたいと思います。

(事務局)

まず、推計についてですが、市町村が収集するごみがどのように推移するのかということでございます。市町村が現在の取組を継続していくことによって、今後どのように推移していくのかということを各市町村から聞き取りを実施しました。それぞれ市町村の状況が違いますので、実施していることもそれぞれ違います。その中で、市町村が推計したものを積み上げて集計しました。併せまして、これまでの削減状況から、どのように推移していくのかを確認し、市町村の推計の積み上げと県での推計の両方を比較したところ 303 千トンという結果が出ましたので、市町村からの聞き取り結果が基となっております。この数値から、さらに削減をしていくということで、市町村からの聞き取りの中で、市町村において、これまで実施していた取組に加えまして、今後さらに実施する予定のある取組を併せて聞き取りをしたところ、事業系一般廃棄物につきまして、具体的に搬入されたごみがどのような状態で搬入されているのかということ、展開検査を実施することで、本来分別し、資源ごみとして排出されるべきものが、可燃ごみとして排出されていないのかどうか、具体的に実態が把握できることとなりますので、そのようなことを踏まえて指導ができ、さらに削減が図られていくことが期待できるのではないかと思います。

もう 1 つは、具体的にそのことによってどのくらいの効果が現われるのか、評価がなかなか難しいところではあります。市町村から住民の皆様にもどのような形で効果的に情報提供やインセンティブを与えていくことができるのかということになるのかと思います。これにつきましては、前回も簡単なものではあります。各市町村を比較できるような資料をお配りしましたが、あのような形で、自分のところだけではなく、他との比較ができるような形で、効果的な情報提供等を行うことによって、住民や皆さんの意

識に働きかけができるようにと考えております。

(委員)

確認しますが、平成 27 年度の 303 千トン は市町村の推計の積み上げということで、県として推計したものもだいたい同じ数値だったということですね。そこは分かりました。

その後の 1 万トンの削減上乘せの部分は、今後の市町村の取組をまとめたものと伺いました。事業系一般廃棄物は、分別をきちんとさせるということが柱なのですが、生活系一般廃棄物は、住民向けの情報提供、インセンティブで、そのために情報を出すということでしたが、そういうことでいいのかということと、それは、素案の施策の中に明記されているのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

事業系一般廃棄物につきましては、県内ではこれまでの具体的な例はないのですが、他県の事例を申し上げますと、展開検査を実施することによって、事業系一般廃棄物の排出量の 10%~20%程度が減少したという事例がございまして、実際には、そこまで効果が現われるのかどうか分かりませんが、具体的に市町村とどのような形で実施していくのかは、まだ詰めていませんので、具体的な数値を申し上げることはできませんが、一定の効果は期待できるのではないかと思います。このことについて、素案に記載してあるのかどうかということですが、事業系一般廃棄物につきましては、廃棄物の発生抑制等のための施策ということで、簡単ではありますが記載してあります。具体的には市町村が実施することとなりますが、県としても一緒になり推進していきたいと思っております。

(委員)

一般廃棄物については、減量化とか再生利用率の向上というところが重要なところだと思います。次に、産業廃棄物についてですが、下水道汚泥の量が全然増えていないのですが、平成 20 年度の実績と平成 27 年度の推移が記載されていますが、平成 20 年度から平成 27 年度に約 10 万トン増加するとなっております。ところが、平成 15 年度の実績と平成 20 年度の実績を比較すると 5 年間で約 5 万トン増えていますが、これから 7 年間で約 10 万トン増加するということは、少し過大なのではないかと思います。前回の計画も増加するとしていましたが、それほど増加していないのではないかと思います。

(事務局)

下水道汚泥の推計につきましては、県が中心となり実施している下水道の普及率がどのように推移していくのかということで推計を行っていますが、実際には、各家庭に接続されて初めて下水道汚泥ということで排出量に現われてきます。下水道の普及率につきましては、当初の予定どおり推移してきていますが、各家庭の接続状況が普及率と同じように伸びてきていないということがございまして、結果的には、排出量から推計しますと、当

初見込んでいた量ほどは排出されていないということでございます。推計の仕方が正しいのかどうかということはお出してくると思いますが、普及はしているが接続が進まないところ、難しいところではございますが、下水道汚泥の推計につきましては、従来どおりの考え方で、普及率を参考に将来推計を行っているところでございます。

(委員)

再生利用率の引き上げについて、18.5%から25%まで6.5%引き上げるということになっていますが、この引き上げの道筋が見えないのです。実際、現在の18.5%が全国平均20.3%に対して低いのですが、全国的に見て遅れているのはどの部分なのかということが明確に出てきていないと思います。25%に引き上げようということは、国が25%に引き上げようとしているからということしか、それだけしか見えないのです。再生利用率の引き上げということは、まずは、排出されたものをどのように分別するのかということになってくると思います。もう一つは、再生化施設を整備するということが大切だと思いますが、どのように導いていくのかが見えてこなく、明確ではないのです。これについて、全国と比較して、このようなことを実施していくということがもしあればお話をお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物ですが、生活系一般廃棄物は12%減少させます。事業系一般廃棄物は9%減少させます。果たして、これで、一般住民に理解してもらえるのでしょうか。なぜ、生活系一般廃棄物はここまでやろうとしているのに、事業系一般廃棄物はこれでいいのかと思います。事業系一般廃棄物が生活系一般廃棄物と同じように減少できない理由は何かと思います。事業系一般廃棄物が排出するごみが、例えば食品残渣ですが、今世界は食糧難の時代です。その中で、多大な量の食料残渣を捨てるということは、これはやはり許せないことだと思います。県ではいろいろな施策をしていますが、そのような施策を通して、さらに食品残渣を減らすことにより、事業系一般廃棄物が、生活系一般廃棄物と同じくらい減少させられるのではないのかと思っています。これは、今までの経過でやむを得ないと見るのはおかしいと思います。もっと厳しく減少させなさいという指導ができないのかと思います。

(事務局)

まずは、道筋ということですが、再生利用率につきましては、大きく分けると、市町村の処理方法、施設整備等により推進されるもの、住民・事業者などの取組により推進されるものと分けられると思います。今後5年間につきましては、市町村の施設整備等が大きく実施されるという予定が今のところ無いものですから、基本的には、今回増加させようとしている約7%につきましては、現在の取組を通じてということになります。具体的に何をやるのかということですが、1つは市町村からきちんと情報提供をしていただくということ、これまでのご意見でもいただきましたが、隣の地域と比べて、自分の町はどうかということを一人一人、住民の方によく理解していただくということが、まずスタ

ートラインだと思っております。市町村や県がリサイクル等の普及啓発を行っておりますが、最初から関心のある方は、このようなことを聞かなくても分かっていたかと思いますが、関心が薄い方にどのように働きかけを行っていくのかということになってくると思います。したがって、まず、地域レベルでそれぞれ会合等があると思いますが、そのような会議の時に自分の町の状況が分かるように、さらに、他の地域と比較できるような形で、情報提供をきちんとすることを考えています。また、実際取り組むことによつてどのようなことがあるのか併せまして市町村から提供していただく必要がありますが、ごみ袋の有料化や集団回収の結果得られる報奨金などのインセンティブについてなど、具体的に各地区に情報提供するもっとも良い方法を市町村で検討して実施していただくことが必要だと思っております。それから、事業系一般廃棄物について、市町村から各事業者に対して直接呼びかけることが難しいこともございますし、基本的には、事業系一般廃棄物の処理につきましては、事業者がどのような形で処理をするのか、事業者自らが処理すべきものですが、場合によっては、市町村の処理施設で処理されているものがありますので、この部分を指導するというところでございます。事業系一般廃棄物の実態を把握しきれていないという実情があるものですから、そのところを、具体的に各事業者の皆様がどのようなものを排出しているのかというところを見させていただき、実態が分かると、こうすることによりごみの排出量が削減できます。あるいは、リサイクルに出すことにより削減できますと、事業者へのアドバイスなどができるのではないかと思います。そのようなことを通じて、実態を把握し、事業系一般廃棄物の削減率につきましては、生活系一般廃棄物に比べますと、削減率が少ないわけですが、これまでの推移や事業者に対する現状等を考えますと約 9%という数値は低いものではないと思っておりますが、頂きましたご意見につきましては、改めて参考にして参りたいと思っております。

(委員)

以前、ミックスペーパーを処理している製紙会社で話を聞きました。家庭や事務所から出る紙を溶かしてトイレトペーパーなどにしています。搬入されるものはどうですかと伺いましたが、地域により差があり、古紙などは集まるのですが、全然出てこない地域もあると話をしていました。ミックスペーパーを分別し、きちんと出すことを普及させれば、かなり減少するのではないかという印象を受けました。何故かという、一般廃棄物の収集ごみの 82.5%は可燃ごみなのです。このうち約 40%は紙類とあります。この可燃ごみの紙類のかなりの部分はミックスペーパーに出せると思います。また、その他プラスチックも多いので、その他プラスチックを再生化するような道筋を作り、分別して出せば、資源として回収しますという流れを作り、ミックスペーパーやその他プラスチックをきちんと回収すれば、再生利用率が上がり、ごみ減量化は十分達成できるのではないかと思います。事業系一般廃棄物も同じことをきちんとすれば、この目標は十分達成できると思います。是非、このようなことを施策の中に入れていただき実施していただきたいと思っております。

(環境整備課長)

一般廃棄物の再生利用率と事業系一般廃棄物の話は、我々も相当議論をしました。たしかに、目標は高いのですが、これを掲げていかないと、全国との比較で少し遅れがちになってきている山梨県の現状も分からないと思います。やはり、そのくらいのことをしないと市町村も住民の方々も、なかなか現状を認識することが難しいということで、国と同じような数値を出そうということにしました。県の職員にも様々な市町村の者がおりますが、居住している市町村により分別方法が違い、他の市町村の分別方法が分からないということがあります。現状はもっと環境に影響の少ない方法で実施していかなければならないという情報提供をしていかなければならないと思います。事業系一般廃棄物についても、事業者の方も市町村の住民の方々ですから、事業系一般廃棄物の分別が遅れているということを認識していただくような情報提供を実施していきたいと考えています。

(委員)

一般廃棄物については、県から市町村に数値目標を出し、各市町村は独自に目標を設定し実施していることと思いますが、その結果、達成したのかどうか、県で調査をしているのでしょうか。目標だけ押しつけて、市町村がそれぞれ対応していますということでは、ある市町村は達成しているが、ある市町村は達成できていないということもあると思います。そこへ多少なりともペナルティーか何か与えて、きちんと実施しなさいということになりますと、市町村の担当者は、各自治会などに現状を伝え、再生利用率が上がるようにしなさいなどと話が出てくるとと思いますが、現実問題、一般廃棄物の有価物を各業者に転売して、その収益を、各市町村により異なると思いますが、多くが自治会に配付をしていると思います。自治会に配付しているので、個人にしてみると、有価物を出したが何ら恩恵を受けていないという感覚を持つ方もいると思います。有価物を出した人に対しては、例えば、有料ごみ袋を2、3枚配付するなど、そのような取組も減量化や資源化に繋がる気がします。

(環境整備課長)

市町村の役割というのは、法的には一般廃棄物は市町村が所管をしております、都道府県が計画を作り、それに基づいて市町村が一般廃棄物の処理計画を作るということで、県が作る目標というものは、個々の市町村の目標を決めているわけではありませんが、県の作る目標を目安に市町村が一般廃棄物の処理計画というものを作っておりますので、そこに反映して、目標にできるような実際の事業を作ってください、施策を展開していただくという仕組みになっています。先程の委員の話と重複するのですが、市町村が県の計画を見て、自分の市町村の数字はあまり良くないのではないのかというようなことに気づき、では、ここまで良くするにはどのような事業を実施すれば良いのか考えようという流れを期待して、このような計画を作り、市町村にも意見を聞いています。私どもは、市町村

の背中を押すような役割を持っておりますので、このような数字を見ていただき、市町村に来年度以降の施策に活かしていただくというようなことを考えています。

(議長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

今お聞きしたように、県の取組があり、県の計画に市町村が合わせていくということで、市町村への影響ということが大きくなっています。今、国の方も容器包装リサイクル法の見直しというところで、私たちのところでも3Rではなく、2Rを推進して欲しいということで署名活動を始めていますが、2Rの推進ではなく、相変わらず3Rを推進するところがとても気になり、発生抑制のところをどのように考えているのかなと思います。なかなか県の考えが計画の中で見えてきません。例えば、今、県が目標を市町村に伝えましたが、それを反対に、市町村に伝えるだけではなく、県は、国に対してどのような要望をしていくのかということが全く見えてきません。国が容器包装リサイクル法の見直しを検討し始めているとしたら、その容器包装リサイクル法の見直しに対し、山梨県はどのように考えているのかということをや要請してもいいのではないのかなと思います。山梨県の取組が遅れている、進んでいるなどを抜きにして、目標を決める場合はそのようなことも踏まえたものを計画に反映していかなければならないと思います。それぞれ住民一人一人に負担が掛っても推進していかなければ、この地球環境はどんどん悪い方向に向かっているんで、今ここで食い止めなければという想いのようなものがあります。せっかくこの計画を作るのでしたら、そういうことも盛り込んでいただけたら、とても住民の一人としてうれしいと思います。負担は多少掛っても、将来の子供たちや孫のためにはとても良い計画ができるのではないのかなと思います。なかなかそこが見えてこないということがとても残念だなと思ひまして、できたらそういうものを少し入れていただけたらありがたいと思います。

(議長)

はい、ではお願いします。

(事務局)

容器包装リサイクル法の見直しの国への要望あるいは提案等の話が出ましたので、状況だけ報告させていただきます。現在、まだ、環境省で以前の法施行後の10年経過後の見直しが終わり、次の段階の新たな見直しについて、現在のところは、まだ見直しの検討を始めるという状況ではないと聞いております。ご指摘がございましたように、国で見直し、検討を始めるという段階になった場合については、県としましても容器包装リサイクル法制度の見直しについて要望等を出す予定でございます。ただ、現在のところ、まだ国の見

直しが始まっておりませんので、その段階になりましたら、ご指摘のとおり必要な要望等
をしたいと考えております。国の制度ですので、要望になるわけですが、国に検討をお願い
するような話になるのかと思います。

(環境整備課長)

今回の県の計画につきましては、国が基本方針を示してきました。それに基づいて、基
本的には国の方針に合わせながら県の計画を作ってきました。ただ、都道府県レベルの差
がありますので、当然その差は、進められるところは進めるというものにしてございます。
産業廃棄物につきましては、都道府県の所管になりますので、県が責任を持って進めてい
くということで実施していくのですが、市町村の一般廃棄物の部分につきましては、かな
り市町村の間で温度差があります。個別で話をしますと、なかなか意欲のある市町村とそ
うではない市町村がありますが、それは、住民の意識をそのまま市町村が持っているのか
もしれませんが、市町村と議論をしながら、集計をしながらしておりまして、やはり最終
的には市町村に納得をしていただいた計画でないと議論は進まないと思います。県でこ
うやるべきだという理想論を作り出しても、なかなか見向きもされないというのは困ります。
その辺は、ある程度、市町村が実現可能な計画、なるべく手を伸ばせばぎりぎり届くよう
な計画にしていき、それが今回の数値目標になり反映されています。市町村にとっては、
相当これは無理なのではないのかという目標もあるのかもしれませんが、そこは一律に、
市町村ごとに目標を作れないものですから、そのような目標を作らせていただきました。
今、委員がおっしゃったように、県として、国の方針に係わらず実施すればいいというこ
とも確かにあり、そこは計画の中に、国の方針とは違い、さらに取組をするような数値も
出しておりますので、そのような中で、市町村と一体となり、その目標が実現できるよ
うなものにしていきたいと考えております。

(議長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

(委員)

廃棄物の有料化についてですが、山梨県内の現状としては、22市町村が実施してい
るのですか。

(事務局)

有料のごみ袋を導入しているのは、27市町村中22市町村になります。甲府市や富
士吉田市などの大きいところは、最近導入しました。

(委員)

先程お話がありましたように、一袋10円～30円と様々な状況でありまして、有料

化については、計画の中で効果的な手法と書いてあり、その意識があると理解できます。これを資源化あるいは減量化に繋げるということで、実施する価値は少なくとも先程の例ではありそうだと見えるわけですが、先程のお話ではやや後ろ向きかなと感じました。

(事務局)

ごみ袋の有料化は、効果的な手法の一つと考えています。既に時期の問題はありますが、各市町村で積極的に導入してここまで来ているという状況でございます。ただ、それが随一の効果的かつ有効な手段というわけではなく、いろいろな施策の取組と組み合わせて行うことにより効果が得られると理解しております。

(委員)

27市町村のうち22市町村が実施しているという意味では、この方法はそれなりに評価されていると思います。すなわち公的サイドでは評価されていると思います。これにはいろいろな意味でデメリットもあることかと思いますが、当面、プラスの効果が予想をされているわけですし、実際そのようにしてほしいと思います。もう一つ、廃棄物の不法投棄に関してですが、計画の中に項目として挙げられております。基本的には監視パトロールがメインという理解でよろしいですか。

(事務局)

現在の監視体制は、林務環境事務所ごとに市町村と団体が一緒になり廃棄物対策連絡協議会を設けています。そこで監視員を県内で7名、通常9時から4時まで、市町村と費用を折半し、市町村の要望を聞きながら毎日監視をしています。それ以外に休日、夜間は警備会社に委託をしまして、不適正処理をしている事業所監視等を含めて廃棄物の不法投棄のパトロールをしています。

(委員)

県として年間予算はどのくらいですか。

(事務局)

廃棄物対策連絡協議会は約1,200万円、民間委託の監視パトロールにつきましては、年間470回、これは雇用対策の経費も含めてなのですが、2,200万円です。雇用対策前は年間100回ということで、470万円程度ですが、今年は2,200万円の規模で監視パトロールを委託しているということです。

(委員)

今までの実績から不法投棄される場所の地図というものはできているのでしょうか。

(事務局)

それぞれの廃棄物対策連絡協議会では地図に落として管理はしております。

(委員)

パトロールをしているにも係わらず、不法投棄が増えているという文章がありました。これは罰則を伴うようなことを実施しながらしていると思いますが、人が監視、パトロールしているといいましても、日中、夜間を含めて24時間張り付いている訳ではありません。巡回しています。一人の人がパトロールする実質の時間はかなり限られた時間だと思います。約3,000万～4,000万円の予算が使われているということですが、地図ができているとすれば、主要な通路に無人の監視装置を設置し、人が来るときに撮り、それが常時記録・保管されていて、車のナンバーや積載物等が分かるように監視するようになるということが大変重要ではないかと思います。人力でのパトロールには限界がありますので、不法投棄の頻度が高いところを全部することは大変ですが、無人化された監視というものを、地図に落としてある大変頻度が高いところの出入り口などに監視装置のようなものを設置して、監視を強化する計画を考えていただけないかなと思います。私は、効果があると思います。それにより、明確な証拠があれば、そのことにより指導などをなされていくということが積み重なり、多くのロコミで、あそこは危険だという話になる可能性もあります。そういうことも考えていただいたらどうでしょうか。人をたくさん雇用してパトロールすることも効果はありますが、限定的な監視時間範囲では、実質的なパトロール効果は少ないのではないかと感じます。

(事務局)

監視カメラは、実は平成15年度から中北林務環境事務所管内で何か所か付けたことがあります。監視カメラは、24時間人がいなくても監視できるというメリットがある反面、本当にピンポイントになってしまい、今、車を監視しようとする、ナンバーまで分かるような精度の良いものを入れなくてはならないことや、一度設置してしまうとなかなか移動しにくいというデメリットもありまして、今、カメラが安くなり、移動式のものも出たりしていますので、そのようなご意見を勘案しながら、いくつか導入するのか、あるいは、環境省の方で3ヶ月間ほど借りて毎年設置はしているのですが、それもやはり、ごみが捨てられている場所をピンポイントで監視するよりも、また捨てられないようにするものなので、技術の動向を踏まえながらまた検討していきたいと思います。

(委員)

更に検討していただきたいので、ぜひよろしくをお願いします。

(委員)

素案に処理経費の情報が掲載されています。これは重要な問題と思っています。それだ

からこそ、ごみは有料化しなくてはいけないというストーリーもあるわけです。それはそれで分かるのですが、一方では、単に処理コストを下げるということをやはり行政として考えなくてはいけないと思います。それはどうすればいいのかというとき、ごみを減量化すればいいのですが、それ以外にも、例えば、施設整備をすることで、広域化計画ということがその一つだと思いますが、このような形で処理施設を整備していくと効率化が図れると思います。回収の方法もこのように効率化すれば良いなど、処理経費をいかに下げていくのかという努力を行政側がしていくということは、税金が使われており、市民はどのように努力してくれていると受け止めるわけでございまして、ぜひこの辺のことを計画の中に、このような方向に向かっていこうというようなものが盛り込まれてもいいのではないかと思います。数値を出すことは難しいかもしれませんが、やはり今まで処理経費が増えているということをそのまま放置してはいいものではないと思います。

(環境整備課長)

委員のおっしゃるように、市町村の負担する金額というものは、病院経営やごみ処理施設などそもそも増えていますし、負担になっています。ごみ処理広域化計画というものはもう10年以上前から作ってございまして、ようやく、今、笛吹市境川町で甲府市、峡東3市の施設を進めていて、4つか5つを1つにするとなると、大きな経費的な効果と、職員の負担、例えば、今まで50人で行っていたことを30人で行えるなど、そのような職員負担もかなり軽減されるということはものすごく効果的ではあります。ただ、ごみ処理施設は、特に、他の町のごみを自分の町で処理するということは、住民側からいろいろな反発のご意見等もあります。今回の計画のところで趣旨があうのかどうかは分かりませんが、その検討はさせていただきます。項目出しとして出すということは、もともとの計画の趣旨とずれるかもしれませんが、何かコメントができるのであればそこに書き込むような形で、効率化など、そのような処理体制ということも、何か文章に入れるような形で検討はさせていただくようにいたします。

(事務局)

参考までに申し上げますと、今のごみ処理経費が増加している要因ですが、ダイオキシン対策で過去平成14年くらいに焼却施設を更新いたしまして、それが今老朽化し、その維持管理等の金額が増加しているということで、ごみ処理広域化計画が非常に有効になるのであらうと思います。それから、最近の傾向ですと、ごみ処理を市町村の直営ではなく、委託で処理するところが非常に多くなってございまして、甲府市なども収集運搬を民間に委託するということで、委託費が増加してございまして、それが要因になっています。

(議長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

一般廃棄物の削減目標が平成 27 年度に約 10%、35 千トン削減ということになっていまして、生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の削減がそれぞれ約 12%と約 9%となっていますが、生活系一般廃棄物は、28 千トン減少するというような計画を考えられていると思うのですが、これだとほとんど一般廃棄物の中では生活系一般廃棄物を重点的に削減しないことには、この量は実現できないということになります。その割には、考えている対策ということが具体的なものではない気がします。3R の推進は重要な話ですが、啓発や教育が中心になっているような印象を受けます。この 28 千トン内訳は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみになると思うのですが、この中の何をどれくらい削減させたいのかを具体的に考えていかないと、計画の中に具体的なものがないのではないかなと思います。先程のミックスペーパーの話など、具体的な話があればこれくらいの量が削減できるというものを見込めると思うのですが、数値で 28 千トンと出して、具体的な施策が無いということは疑問に思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

計画の中では、具体的にこれをこれだけ削減するという、廃棄物の品目ごとの積み上げなど、そのような形ではご指摘のとおりお示しはしておりません。これとは別に、市町村では、先程もお話にありました、ごみの有料化ですとか、ごみの分別、収集計画などがあり、この計画では、廃棄物の発生抑制や再生利用の提案となっております。当然何をどのくらい減らすかということにつきましては、分別収集計画等を反映して、そのようなもの取組状況などにつきましても、県の計画の中では、各市町村が、現在どのような収集、処理方法を行い、どこに見直すべき点があるのかということをもとに把握することが大前提になると思います。それが、先程お話にありましたようなコスト面での分析や、職員の負担など、そのようなことをまず市町村が行うことにより、住民への情報提供という面もありますが、まずは現在の処理方法、収集方法の点検を行っていただくということがございます。そのようなことを通じまして、市町村が具体的に施策を実施していくということになります。県としては、できるだけ高いレベルへ誘導していくような取組を行うことによって、県全体として発生抑制、リサイクルの推進を行っていきたいと思っております。

(委員)

容器包装リサイクル法に基づいた分別収集は、資源ごみに入ります。そうすると、資源ごみが増加してもごみの総量は減らないということになってしまいます。そのところが目標を決めるときにはなかなか難しいところだと思うのですが、それを切り離して、集団回収量の方に回れば、ごみの総量からは減らせるという話になりますが、数値的な話ですが、その扱い方を考えた方がいいのではないのかと思います。市民としては資源ごみとして分けてたくさん出して、これだけ資源にしているはずなのに総量が減っていないというような取り方になってしまうと思いますので、その辺は目標の中で示している 1 人 1 日あ

なりに家庭から排出するごみの量というところでは入っていますけども、全体の目標の中では、資源ごみもごみとして加算しています。この部分を何か考えられないかと思います。

(環境整備課長)

ありがとうございました。今、事務局で話をしたとおり、この計画というのは、積み上げをしてその差がこれだけという積み上げはないのですが、ただ、達成できない目標値ではないと思っています。市町村とやりとりをするときには、今、このような目標に向かってどのような施策を講じるのかということは、市町村の現在の施策を見ながら多少変えていきます。例えば、ごみの有料化だけでも 80 数か所回られてものすごく苦慮したという市町村と、そうではない市町村といろいろあります。市町村の今までの文化もあるのだらうと思いますので、それは市町村の状況を見ながら、報告をできるだけできるような施策を講じるようにはしていきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございました。他いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

今のような議論を計画の中に目玉として入れるのかどうか、特に一般廃棄物のところには問題があるように思うのです。産業廃棄物や不法投棄については、例えば、不法投棄では、不法投棄が後を絶たないということがあり、問題認識があり実施しているのですが、一般廃棄物は平成 15 年から約 6%減少して、概ね現行計画の目標どおり進んでおり、引き続き発生抑制の取組を推進することが必要であるとあります。定番ですが、たぶんこれは違うと思います。目標どおり進んでいるが、何か問題があるので、発生抑制を一層推進する必要があるなど書かないといけないのではないのかと思います。そのあたりがはっきりしていないのです。全体の分別、発生抑制の取組、ごみ処理有料化等を効果的な手法として記載してありますが、私でしたら、有料化が一番発生抑制を進めるとしたら、先ほど効果の説明がありましたが、どこかで警告を発したり、少しは引き上げということがあるのかもしれませんが、やり方の問題なので、やはり、有料化が必要だと思います。それから、事業系一般廃棄物については、削減が遅れていると記載してありますが、そういう意味では何が目玉かという、有料化と事業系一般廃棄物、あと委員がおっしゃったような新しいリサイクル技術の開発みたいところもあるのかもしれませんが、その辺は明確に市町村に言えるような計画であって欲しいと思います。その前提として、最初の文章は少し平和すぎると思います。何かしらの問題があると思うので、もっとそのような要素を進めないといけないということを打ち出さないと、あとで力が入らないと思います。そこを検討していただきたいと思います。

(環境整備課長)

分かりました。ありがとうございました。

(委員)

今の発言に付け加えて、私から言わせていただきたいのは、たぶんそこで付け加えるのは、全国と比較して、山梨県は、1人あたりの排出量が多いというところが問題だと思います。そこを書いていた方がいいのではないかと思います。

(環境整備課長)

ありがとうございました。

(議長)

他いかがでしょうか。

(委員)

一般廃棄物はやはり問題なので、先程のご説明の中で、市町村に情報提供しながら進めていくという話がありました。減量化と同じように市町村自身が競争意識を持つということが大切なので、情報提供の仕方ということで、市町村単位で1人あたりどのくらいなのか、再生利用率はどうかということを知りやすい表にして、各市町村が見ることができるように、あるいは担当者が見て競争意識を持つような情報提供の在り方を、今までも提供していただいている部分がありますが、分かりやすく、競争意識を持たせるような提供の仕方、表示の仕方を検討していただきたいと思います。

(環境整備課長)

ありがとうございました。

(議長)

その辺はおそらく進行管理ということで、計画を作るだけではなく、その後も大事な部分があると思いますから、早くから考えていかなければならないことと思います。

時間もだいぶ経過しましたが、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。本日はいろいろなご意見を頂戴いただきましたが、それもまたできるだけ反映させる形でまとめていただいて、進めていただきたいと思います。

それでは、その他ということで今後の日程について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

冒頭課長からお話がありましたが、今後パブリックコメントを4月にかけて、その

後審議会等ございますので、そのようなことを踏まえまして、例年7月に環境保全審議会がございまして、目安といたしまして、環境保全審議会の前に、次の部会はおそらく7月をお願いをするということになるのかと思います。具体的なことにつきましては、また改めて調整をさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。次回7月頃ですけれども、また日程等の調整をお願いします。それでは以上で本日の審議は終了いたします。ありがとうございました。

— 終了 —